

V-22 オスプレイの飛行再開に強く抗議し断念を求める意見書

米軍は昨年 11 月に垂直離着陸輸送機 CV-22 オスプレイが鹿児島県・屋久島沖で墜落し搭乗員 8 人全員が死亡した重大事故を受けて全世界で同機種の使用を停止していたが、今日 8 日、その使用停止措置を解除すると発表した。

日米両政府は安全対策を実施し準備の整ったものから順次飛行を開始することを確認したが、具体的な再開日は示していなかった。

防衛省は使用停止措置解除から間もない 3 月 13 日、在日米軍と陸上自衛隊が保有する垂直離着陸輸送機 V-22 オスプレイの飛行を 14 日以降に再開すると発表し、基地所在関係自治体へ説明するとした。同日、沖縄防衛局は沖縄県と那覇市、宜野湾市、名護市及び嘉手納町に飛行再開の方針を伝達した。しかし、沖縄県や各自治体首長からは、事故原因が説明されていない中での飛行再開は「納得できない」、「不安払拭にならない内容だ」とし、また「事故の詳細な原因についての説明ができないという時点において、飛行再開については理解しきれない」等々と沖縄防衛局の説明不足に不満の意を表した。

防衛省によると、安全対策としての整備や教育を終え次第、ホバリングや住宅地上空も含む基地周辺での飛行を行い、当面は運用技能の回復を図るとした。事故以降、米側と「前例のないレベルで技術情報に関するやり取りがなされてきた」とした一方、事故原因は「特定の部品の不都合が発生した」との説明にとどめ、「米国内法の制限」や「大きな事故なので米国内での訴訟の可能性もあり、つまびらかにできない部分もある」ことなどを理由に詳細を伏せている。

「特定の部品の不都合」によるものと説明するだけで、詳細な事故原因を明らかにしないまま飛行を再開するのを納得してほしいというのは全く理解できない。オスプレイの飛行再開は県民・国民の生命と安全に関わる重要なことであり、事故原因と安全対策に関する情報を公開すべきである。

よって、名護市議会は市民・県民の生命・財産を守る立場から、V-22 オスプレイの飛行再開に強く抗議し、その再開断念を求めるため、下記事項を要請する。

記

- 1 事故原因といわれる特定部品の公表と関連情報の公開を速やかに実施すること。
- 2 具体的な安全対策としての整備方法や教育方法の開示を行い、県民・国民の理解が得られるまでは、飛行を断念すること。
- 3 国内の民間地上空での飛行訓練の中止など、国内航空法の順守と事故再発防止策を講ずること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、衆議院議長、参議院議長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長